

参 考 資 料

●本件に関するお問合せ先

国土交通省国土計画局地方計画課

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

電話 03-5253-8111（代表）内線29-534

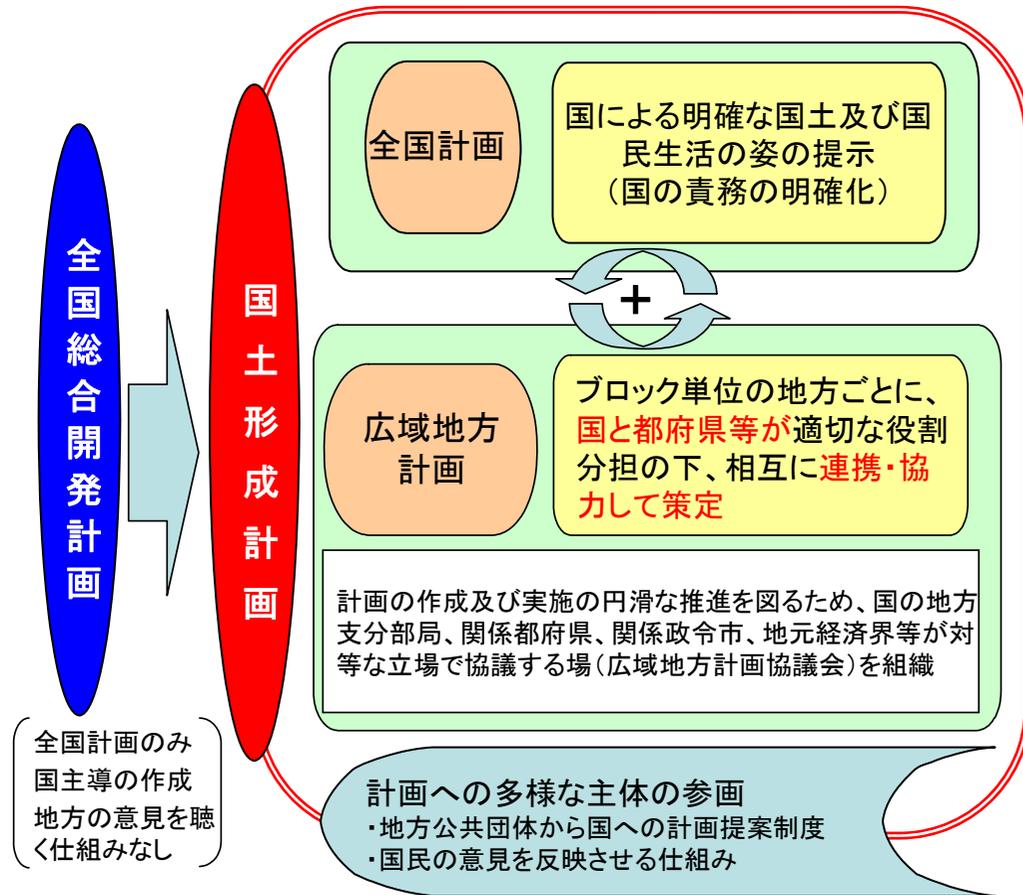
03-5253-8364（夜間直通）

担 当 白石、中宮

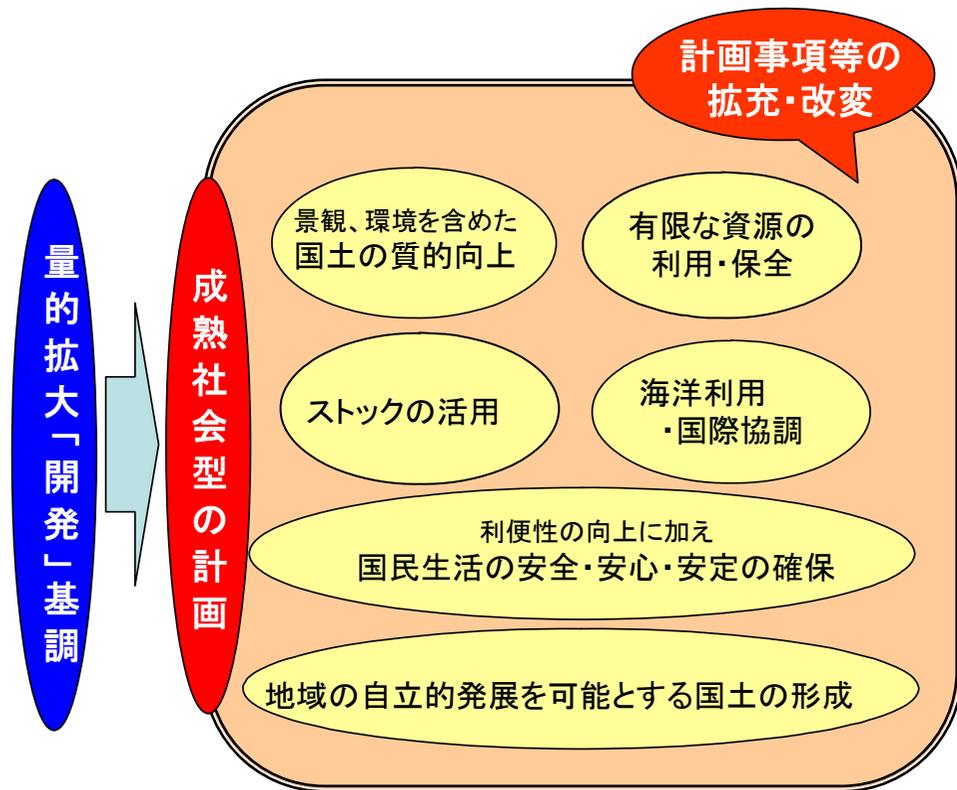
「国土計画制度の改革」のポイント

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)
※平成17年7月29日公布、12月22日施行

国と地方の協働によるビジョンづくり



開発中心からの転換



※この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

新たな国土形成計画の枠組み

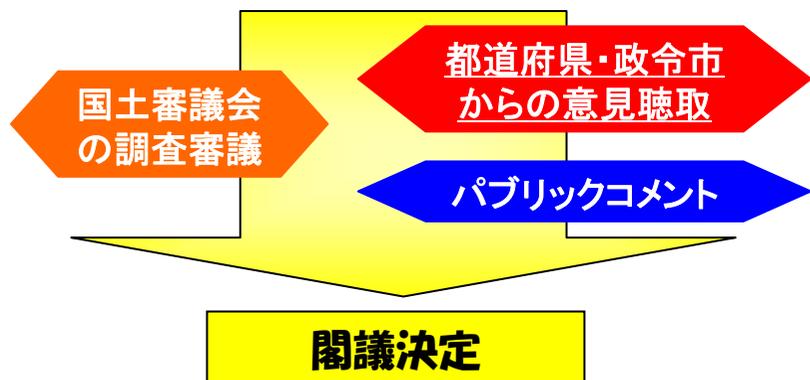
全国計画

総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的な計画)

【計画の内容】

- ・国土の形成に関する基本的な方針
- ・国土の形成に関する目標
- ・全国的な見地から必要とされる基本的な施策
(個別事業名は原則として記述しない)

国土交通大臣が案を作成



都道府県・政令市から計画作成・変更提案

広域地方計画

2以上の都府県の区域で政令で定める区域

広域地方計画区域における国土形成のための計画

【計画の内容】

- ・当該区域の国土の形成に関する方針
- ・当該区域の国土の形成に関する目標
- ・広域の見地から必要とされる主要な施策
(個別事業名を含む)

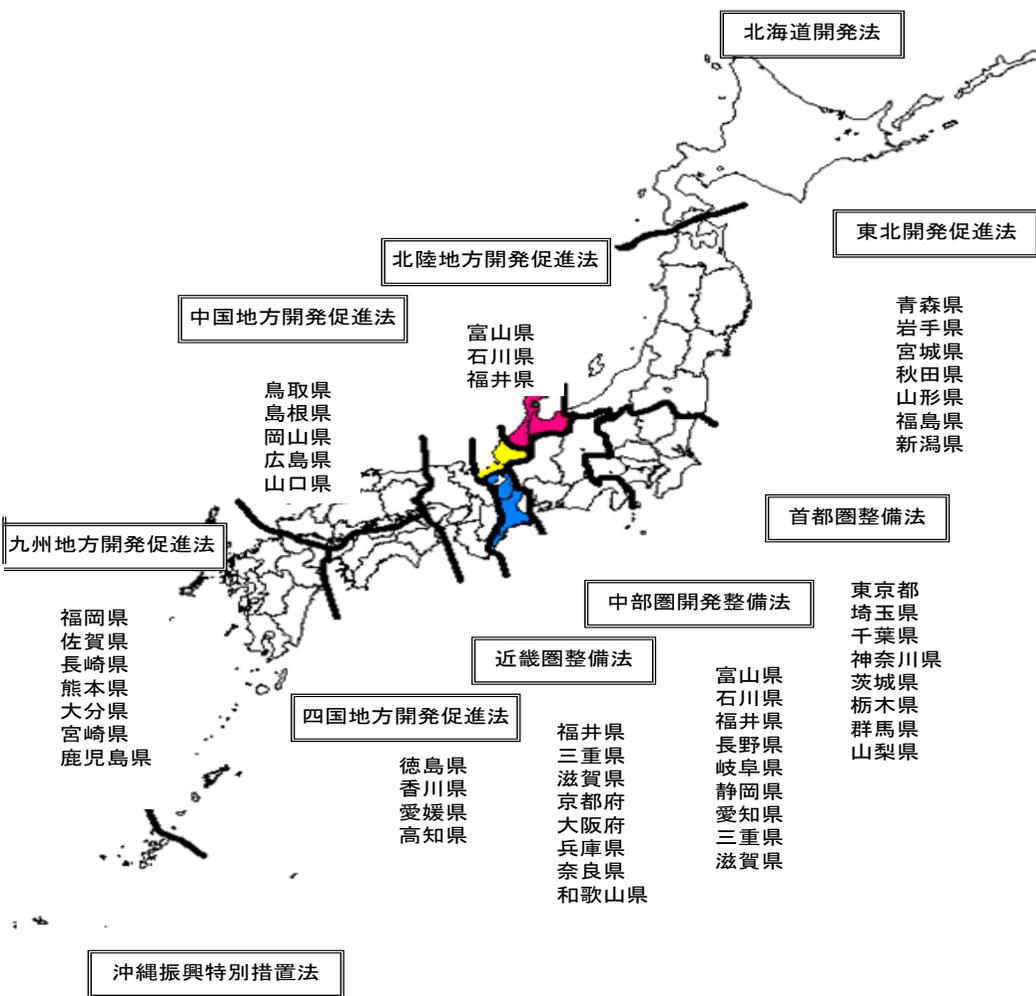


市町村から計画作成・変更提案(都府県経由)

基本とする

広域地方計画区域について

これまでのブロック計画の計画圏域



※福井県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 ※富山県、石川県は中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 ※三重県、滋賀県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法の計画圏域に重複

広域地方計画区域設定の考え方

自然、経済、社会、文化等において
密接な関係が相当程度認められる区域

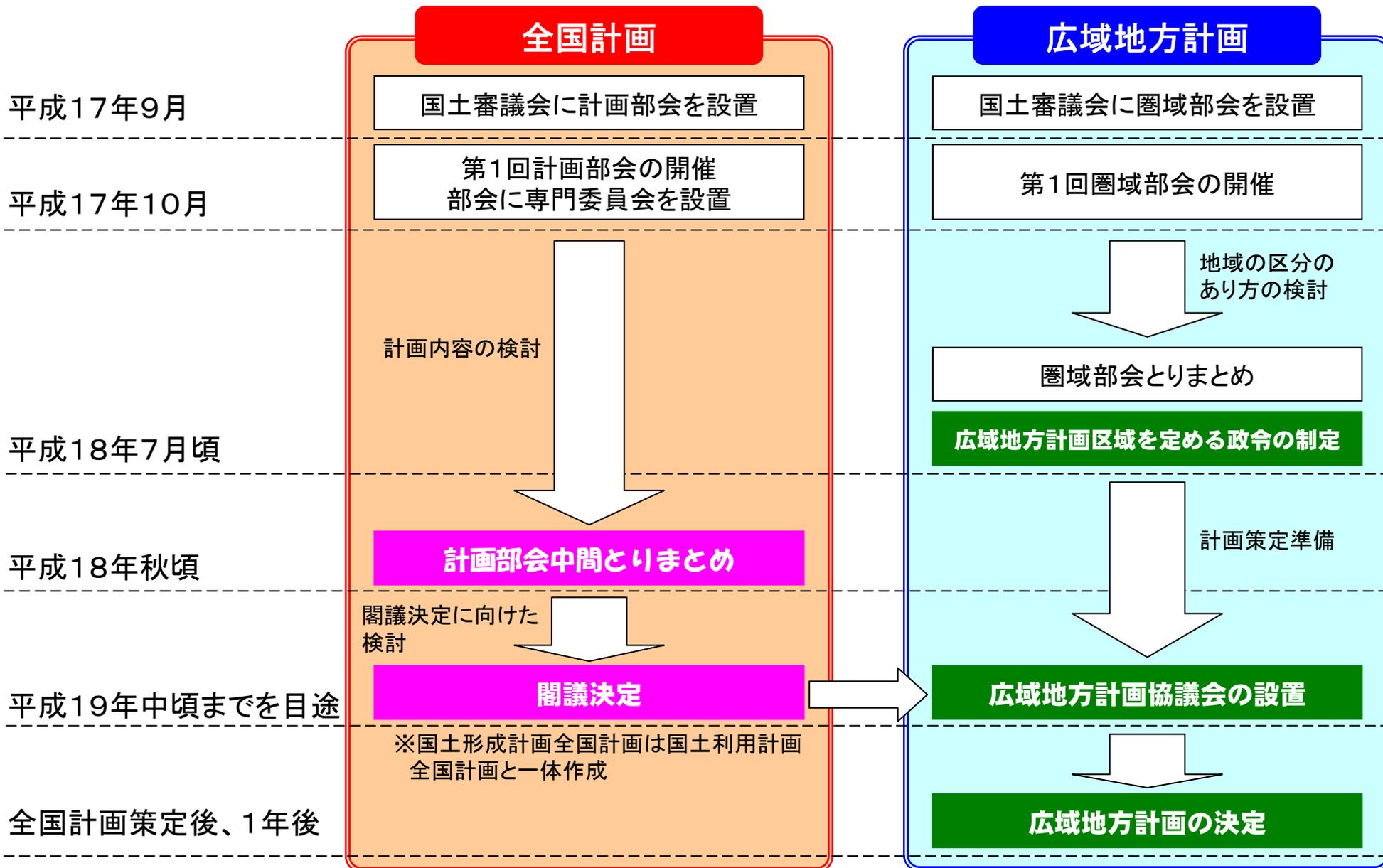
二以上の都府県の区域
(都府県の区域は分割しない)

一体として総合的な国土の形成を
推進する必要がある区域

北海道及び沖縄県を除く45都府県を
重複なく、隙間なく、多くとも10程度の
区域に大括りに区分

- 広域地方計画協議会には、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる。
- 計画内容は、広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策(特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む)を定める。

国土形成計画の策定スケジュール(予定)



(参考) 道州制との関係

広域地方計画と道州制とは、目的や時間的視野など制度を異にする。

広域地方計画

- ・目的 現行の都道府県制度を前提に、国・地方公共団体・経済界等の関係者が当該区域の国土形成に関する方針・目標を共有化した上で、相互に協力・調整しながら必要な施策を明確化することにより、都道府県境を超えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことをねらいとする。
- ・時間的視野 10～15年程度を想定した計画であり、その区域については、国土を取り巻く情勢の変化に応じて必要な場合には適切に見直しが見直しがなされるべき。

道州制

- ・目的 国と基礎自治体の中間に位置する広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方公共団体双方の政府のあり方を再構築する。
- ・時間的視野 今後の長期を見据えた我が国の中央・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する。

※ なお、将来、道州制が導入された場合においては、計画の策定上必要であれば広域地方計画区域も適切に見直されるべき。